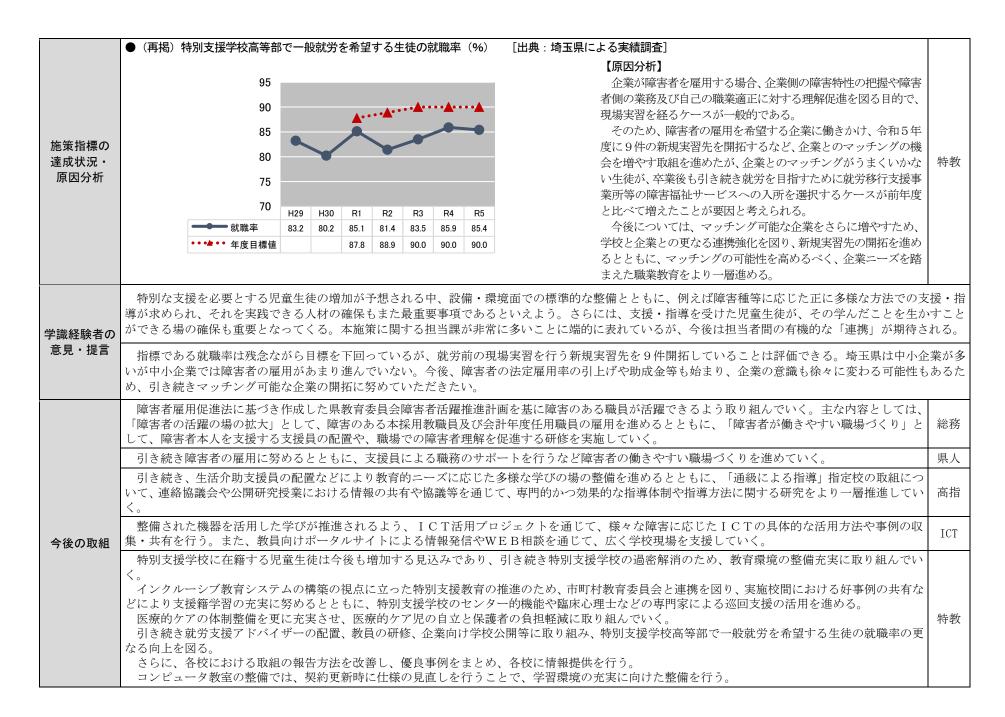
目標	V	多様なニーズに対応した教育の推進		
施策	13	障害のある子供への支援・指導の充実		
		〇 共生社会を目指した「多様な学びの場」の充実		
		〇 特別支援学校教諭免許状の取得促進		
主なこ	取組	〇 障害者雇用の推進		
<u> </u>	7 7 111	〇 小・中学校、高等学校などにおける特別支援教育の体制整備		
		〇 障害のある子供たちの自立と社会参加を目指したキャリア教育・職	は業教育の推進(再掲)	
		〇 障害のある子供たちの生涯学習の推進		
担当	当課 	総務課、県立学校人事課、高校教育指導課、ICT教育推進課、特別支	z 援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、教職員採用課 	
	2 th th	主な事業		
事業名	予算額 (千円)	事業の概要・実績	事業の自己評価	担当課
自立と社会参加を目指す特別支援学校整備事業	1, 574, 548	特別支援学校に在籍する児童生徒の増加に対応するため、教育環境の整備充実を図る。 ○高校内分校3校(大宮商業・三郷北・新座柳瀬)の工事(令和6年度開校) ○川口特別支援学校の校舎増築に向けた設計・解体工事(令和8・10年度供用開始予定)	できた。分校3校の整備により、令和8年度までに受入規模を合計で144人程度、拡大する予定である。 また、令和6年度は令和5年度に引き続き、川口特別支援学校の校舎増築に向けた工事を進める。	特教
共生社会の形 成に向けた特 別支援教育推 進事業	38, 869	支援籍学習や障害のある子と障害のない子の交流及び共同学習を推進するため、市町村教育委員会と特別支援学校担当者による研究協議会を開催する。 ○市町村教育委員会と特別支援学校担当者による支援籍実践研究協議会・ボランティア活用連絡会 令和5年9月15日 出席者 116人	支援籍学習の好事例について、オンラインの活用や市町村教育委員会と連携した取組等、具体的な実践発表を行ったことで、各市町村教育委員会及び特別支援学校において情報共有ができ、支援籍学習や交流及び共同学習の推進につなげた。また、支援籍学習を実施する際、特別支援学校において引率する教員の代わりに、児童生徒の支援を行う学校支援ボランティアについては、後補充の体制や活用を継続するための取組等について、各校の好事例を学校間で共有し、学校支援ボランティアの活用の促進を図ることができた。	特教

		障害のある生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるようにするため、教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備する。 〇生活介助支援員:6校に計11人配置 〇高等学校における通級による指導の研究実施:8校 〇公開授業の実施:3回	生活介助支援員の6校への配置や、通級による指導を7校で行うことで、教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備することができた。また、障害のある生徒の発達等に関する基礎的な知識や指導方法、特別の教育課程の編成等や学級・教室経営についての研修により、教員の資質の向上を図り、障害のある生徒が安心・安全に学校生活を送れるように学びの場の整備を進めた。	高指
		特別支援教育に係る担当教員の専門性向上を図るため、研修会を実施する。 ○特別支援学級新担当教員研修会の実施 ・対象:特別支援学級を初めて担当する本採用教員 ・実施日:5月から1月までのうち、5日間 ・参加者数:347人 ○通級指導教室新担当教員研修会の実施 ・対象:通級指導教室を初めて担当する教員等 ・実施日:5月から2月までのうち、5日間 ・参加者数:65人 ○特別支援教育担当者育成研修会の実施 ・対象:特別支援学級を初めて担当する臨時的任用教員 ・実施日:5月から7月までのうち、2日間 ・参加者数:290人	児童生徒の発達や障害等に関する基礎的な知識や指導方法、学級 経営、特別の教育課程の編成等についての研修を行ったことによ り、特別支援教育担当教員の専門性の向上を図ることができた。	
県立高校教育 環境整備支援 事業	57, 192	障害のある生徒が安心して学校生活を送れるよう、通級指定校における教材等の整備を支援することや連絡協議会等の実施をすることにより教育環境の整備を行う。 (高校通級連絡協議会(4回)及び公開授業(3回)の実施 (通級指定校8校における通級指導研究、教材等の整備	1 調数投送会の小園授業(八事施することにより)	温
特別支援学校 医療的ケア体 制整備事業	64, 150	特別支援学校に通学する医療的ケアが必要な幼児児童生徒が安心して学習できる環境づくりを進めるため、主治医及び相談医の指導助言の下、看護師資格を有する教員や一定の研修を修了した教員が医療的ケアを実施する。また、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行を受け、保護者の負担の軽減を図る取組として、通学支援事業及びモデル校1校で看護師が所属する事業所に学校の医療的ケア業務の一部を委託する事業を実施する。 ○相談医による医療的ケアに対する助言及び指導・対象校:17校・実施回数:101回 ○特別支援学校医療的ケア体制整備事業運営協議会・委員:関係校職員及び医師、保護者 16人 ○担当教員(認定特定行為業務従事者)研修会・参加者98人(うち実地研修基礎研修まで修了者70人) ○通学支援事業・利用者22人	護教員、養護教諭、教諭等に研修を行い、安全・安心な医療的ケア の実施を図ることができた。 運営協議会で医療的ケアを安全に実施するために必要な課題等 の整理、個々の課題についての協議を行うことで、医療的ケアが必	特教

採用選考による障害者雇用	0	障害者雇用を推進するため、教員採用選考試験における障害者特別選考や 埼玉県職員採用選考による採用を行う。 ○埼玉県公立学校教員採用選考試験 令和6年4月1日 5人採用 ○埼玉県立学校実習助手・寄宿舎指導員採用選考試験 令和6年4月1日 2人採用 ○障害者を対象とした埼玉県職員採用選考 令和6年4月1日 12人採用	令和元年度の埼玉県公立学校教員採用選考試験での障害者特別 選考対象の拡大、令和元年度から埼玉県立学校実習助手採用選考試 験、令和3年度から埼玉県立特別支援学校寄宿舎指導員採用選考試 験で新設した障害者特別選考を、引き続き実施し、障害特性に応じ た配慮等を柔軟に行うことで、志願者が安心して受験できる環境を 整え、障害者の採用を進めた。 教員以外についても、障害者を対象とした埼玉県職員採用選考に おける採用を進めている。	
障害者雇用推 進事業	869, 275	法定雇用率の達成に向け、障害者の雇用を進めるとともに、障害者の働く場の拡大、障害者が働きやすい環境づくりを進める。 ○雇用率 2.57%(令和5年6月1日現在) ※国が行う障害者任免状況調査による ○障害のある会計年度任用職員の配置(令和5年6月1日現在) ・教育局・教育機関(県立学校を除く。):85人 ・県立学校:128人 ・市町村立小・中学校(さいたま市立学校を除く。):120人 ○支援員の配置(令和5年6月1日現在) ・教育局・教育機関(県立学校を除く。):21人 ・県立学校:12人 ・市町村立小・中学校(さいたま市立学校を除く。):20人	令和4年度に引き続き、教育局・教育機関(県立学校を除く。)、 県立学校及び市町村立小・中学校(さいたま市を除く。)に配置する、障害のある会計年度任用職員の採用を行い、障害者雇用を進めた。この結果、令和5年6月1日現在で雇用率2.57%と、法定雇用率2.5%を達成することができた。 あわせて、障害のある会計年度任用職員の職務をサポートする支援員を配置し、適切な支援に努めた。 さらに、障害者雇用に関する所属所向け資料の配布や、心のバリアフリー推進員に対する研修、支援員研修など、より深く障害者を理解する研修機会を設け、障害者の働きやすい職場づくりを進めた。	総務県小中
小中学校等特 別支援教育推 進事業	9, 936	障害のある児童生徒一人一人のニーズに応じた教育的支援の充実を図るため、特別支援教育に関する専門的な知識・経験を有する特別支援教育推進専門員を公立小・中学校等へ派遣し、指導・助言を行う。 ○特別支援教育推進専門員による指導・助言 ・配置人数:12人 ・実施実績:公立小・中学校等(さいたま市立学校を除く。) 308校793回	特別支援教育推進専門員による指導・助言は、市町村教育委員会、 小・中学校等からの評価は高く、毎年多くの派遣要請がある。 指導・助言による特別支援教育担当教員の育成、各学校の支援体 制の充実を通して、障害のある児童生徒一人一人のニーズに応じた 教育的支援の充実を図ることができた。	義指
自立と社会参加	口を目指す特別	支援学校就労支援総合推進事業 → 施策11参照		特教
障害のある子供	共たちの超スマ -	ート社会を生き抜く力を育むICT環境整備事業 → 施策21参照		ICT
特別支援学校教	汝育設備整備事	業 → 施策21参照		特教
共生社会の形成に向けた特別支援教育推進事業のうち 生涯学習支援 アドバイザーの派遣	100	特別支援学校において、スポーツや文化活動に親しむ機会を充実させるため、障害者の生涯を通じた多様な学習活動の土台作りを推進する。 〇生涯学習支援アドバイザーによる児童生徒への授業:6校	パラアスリート、芸術家等の生涯学習支援アドバイザーを学校へ派遣し、普段の授業では経験できないスポーツや芸術活動に触れることができ、特別支援学校の生徒が自発的に取り組む様子が見られ、スポーツや文化活動に親しむ機会の充実を図ることができた。	特教



引き続き、市町村立学校において、障害のある会計年度任用職員を配置し、法定雇用率の達成を目指す。また、障害のある会計年度任用職員の職 務をサポートする支援員を配置し、適切な支援に努める。	小中	
引き続き、インクルーシブ教育システムの構築に向け、特別支援教育に係る教員の資質・能力向上に資する研修会の実施及び市町村教育委員会や学校の要請に基づいた特別支援教育推進専門員の派遣を通し、通常の学級を始めとする多様な学びの場における支援体制の充実を図る。また、特別な教育的支援を必要としている児童生徒に対して必要な支援がなされるよう校内支援体制の充実の推進に努める。	義指	
今後も、教員、実習助手、寄宿舎指導員の採用について障害者特別選考を実施していく。また、試験の際、点字や拡大文字、手話通訳等、障害の程度に応じた配慮を行うことを周知するとともに、障害のある合格者からのメッセージを紹介したパンフレットを作成し、ホームページへの掲載や大学説明会の場での活用などの取組を通して、志願者確保に努めていく。	採用	

目標	V	多様なニーズに対応した教育の推進			
施策	14	不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援			
C		〇 教育相談活動の推進(再掲)			
		〇 不登校の未然防止の推進			
主な耳	7. 幺日	〇 不登校児童生徒の教育機会の確保			
エルタ	X不且	〇 意欲に応える学習機会の提供			
		〇 高校中途退学防止対策の推進			
		〇 高校中途退学者等の社会的自立に向けた支援			
担当	課	高校教育指導課、生徒指導課			
		主な事業			
事業名	予算額 (千円)	事業の概要・実績	事業の自己評価	担当課	
いじめ·不登校対 究事業】→ 施		うち【スクールカウンセラーの配置】【スクールソーシャルワーカーの	配置】【中学校配置相談員助成事業】【多様な教育機会の確保に関する研	生指	
教育相談事業の	うち 電話教	双育相談 → 施策7参照		生指	
SNSを活用し	た教育相談体	制整備事業 → 施策 7 参照		生指	
民間団体等との連携	0	不登校に関する保護者や教職員の理解の促進と不登校児童生徒及びその保護者に対する支援を充実させるため、民間団体と連携して支援を行う。 ○不登校の子を持つ親の会や民間団体等を構成員とする「官民連携会議」と連携した「不登校の子供を支えるためのセミナー」の開催 ・パネルディスカッションの実施参加組数:44組・個別相談会の実施参加組数:62組 ○不登校支援の動画や当事者等の体験談、関係機関や相談窓口などの情報を発信する「子供たちとその保護者のための不登校支援サイト」の運営・サイト閲覧数:33,617回(令和6年3月31日時点)	「不登校の子供を支えるためのセミナー」の開催により、不登校児童生徒やその保護者への支援に関する情報提供ができた。今年度開催したパネルディスカッションでは不登校の経験者や保護者等にも登壇いただき、現在不登校で悩んでいる児童生徒やその保護者の将来に対する不安などに寄り添うことができた。また、「子供たちとその保護者のための不登校支援サイト」においても、官民連携会議からの意見を反映し、不登校の子を持つ親の会を紹介するチラシを掲載するなど充実を図り、多くの不登校児童生徒やその保護者に情報提供し、支援を充実させることができた。「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒の社会的自立を目指す教育機会確保法の趣旨を、不登校児童生徒の支援に当たる保護者や教職員により理解いただくため、周知の機会充実に引き続き取り組む必要があるとともに、不登校児童生徒が学校内外の機関につながる機会を作るため、民間団体等との連携充実に一層取り組む必要がある。	生指	

課題を抱える生徒のための学習支援プランのうち 学習サポーターの配置 → 施策16参照 高指 中途退学を考えている生徒や中途退学者等を対象に相談会を実施し、多 部制定時制や通信制の県立高等学校及び地域若者サポートステーション につながる機会を提供することで、相談会の参加者に対し就労を含む様々 中途退学の防止及びやむを得ず中途退学した者の社会的自立につ な選択肢を提示するとともに、社会的自立を促すことができた。 なげるため、関係機関と連携して支援を行う。 また、中途退学防止に向けた取組を実践している学校から事例を収集 中途退学の防 ○「高校生活に関する相談会」の実施 し、好事例を基に意見交換会を実施することで、参加校における取組の充 • 年 2 同開催 参加者38組 実につなげることができた。 ○高校生中途退学防止等に向けた取組意見交換会の開催 どの学校においても中途退学者が出る可能性があることから、全県立高 ・中途退学防止に関する取組実施校(20校) 校で中途退学防止につながる取組が行われるよう、既に取組を行っている 学校の事例等を周知し、普及に努めていく必要がある。 ●不登校(年間30日以上)児童生徒の数(人)及び割合(%) [出典:文部科学省児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査] 4,500 1.40 4.000 小学校 3,500 1.20 小学校 1.00 3,000 0.80 2,500 【原因分析】 0.60 2.000 教職員がスクールカウンセラーやスクールソーシャ 0.40 1.500 1,000 0.20 ルワーカーと連携し、教育相談体制の充実に取り組んで 500 0.00 いるものの、不登校に対する社会の見方が「問題行動」 H29 H30 R1 R2 R3 R4 1,368 1,906 2,121 2,624 3,244 4,395 小・児童数 から「理解し、受容するもの」へと変化していることな 小·割合 0.37 0.52 0.58 0.72 0.90 1.23 •••▲••• 年度目標値 施策指標の 790 749 709 706 703 •••▲•• 年度目標値 0.21 0.20 0.19 0.19 0.19 どから、近年不登校児童生徒数は全国的にも増加してい 達成状況• 生指 10.000 6.00 原因分析 令和4年度は、公立小・中学校等合わせて前年度から 9.000 5.00 2,932人増加している。要因として、引き続きコロナ禍 中学校 8,000 中学校 4.00 の影響として、学校生活が通常に戻りつつある中で、生 7.000 6.000 活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況や、新 3.00 5.000 たに交友関係を築かなければならないことなど、登校す 2.00 4.000 る意欲が湧きにくい状況にあったこと等も背景にある 3,000 1.00 と考えられる。 中・生徒数 5.138 5.678 6.154 6.310 7.934 9.715 中·割合 2.84 3.20 3.49 3.57 4.46 5.49 •••▲••• 年度目標値 3,905 3,786 3,651 3,607 3,564 •••▲••• 年度目標値 2.10 2.06 2.01 2.01 2.01 (令和5年度実績値判明 令和6年10月頃の予定)



0.50

全•退学率

0.91 0.92 0.86

0.62 0.79 0.87

●公立高等学校における中途退学者数(人)及び割合(%)

施策指標の 達成状況• 原因分析

600

•••▲••• 年度目標値

H29 H30 R1

678 843 910

1,029 1,015 1,001 987 962

■ 全・退学数 1.055 1.053 966



【原因分析】

「出典: 文部科学省児童生徒の問題行動·不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査]

全日制高校の中途退学者の割合が前年度よりも増加し た要因として、高校進学時の進路選択についてコロナ禍 の影響があったのではないかと捉えている。

全日制高校の中途退学者の約半数が高校1年次に中途 退学しており、その要因で最も多いのが「学校生活・学 業不適応」によるものである。このうち、令和3年度か らの増加率が高い要因が、「もともと高校生活に熱意が なかった」「授業に興味がわかない」「学校の雰囲気が 合わなかった」とするものであった。

令和4年度入学者は、中学校3年間をコロナ禍の様々 0.89 0.88 0.87 0.86 0.84 な活動制限がある中で過ごしてきており、高校進学に当 たって、その後の進路も含めた目標や具体的な高校生活 のイメージを持ちづらい状況にあったのではないか、そ のため高校進学後に学校生活のミスマッチを起こしたの ではないかと考えている。

> 一方で、定時制高校は、全日制高校と比べると自身の 性格や置かれている状況などから自覚的に学校選択をす る生徒が多い傾向があり、「学校の雰囲気が合わない」 といったミスマッチは少なく、高校進学時の進路選択に おけるコロナ禍の影響が少なかったのではないかと捉え ている。

> また、定時制高校では、これまで地域の自立支援事業 などを行う「地域若者サポートステーション」との事業 実施やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワー カーの直接配置などを通じて得たノウハウをもとに、丁 寧な対応が取られ、各年度の目標値を達成することがで きているのではないかと考えている。

学識経験者の 意見・提言

「不登校」に対する社会の見方の変化を受け、当該事象への取組も適宜修正していく必要があることは重要な点である。前年度の繰り返しになるが、そ の意味で本施策に関わる指標については、今後見直していく必要性を再度指摘しておきたい。不登校・高校中途退学いずれも、今後該当する児童生徒の数 は増加、多様化の一途をたどることが想定されるが、個々の「ニーズを聞き取ってつなぐ」ということが求められていくように思われる。

不登校に対する社会や教育の考え方が、学校に戻ることを優先するのではなく、学習の機会を与えることに重きを置く方向に変わっている中で、不登校 の生徒や親への支援が充実していることは評価に値する。しかし、不登校生徒の増加は不登校に対する心理的な抵抗を弱め、通常であれば不登校にならな |い児童生徒までもが不登校になる可能性を高めてしまい、その結果、集団での教育を受けるという貴重な学校生活の機会を逃してしまうおそれがある。そ のため、不登校の未然防止にも注力していただきたい。

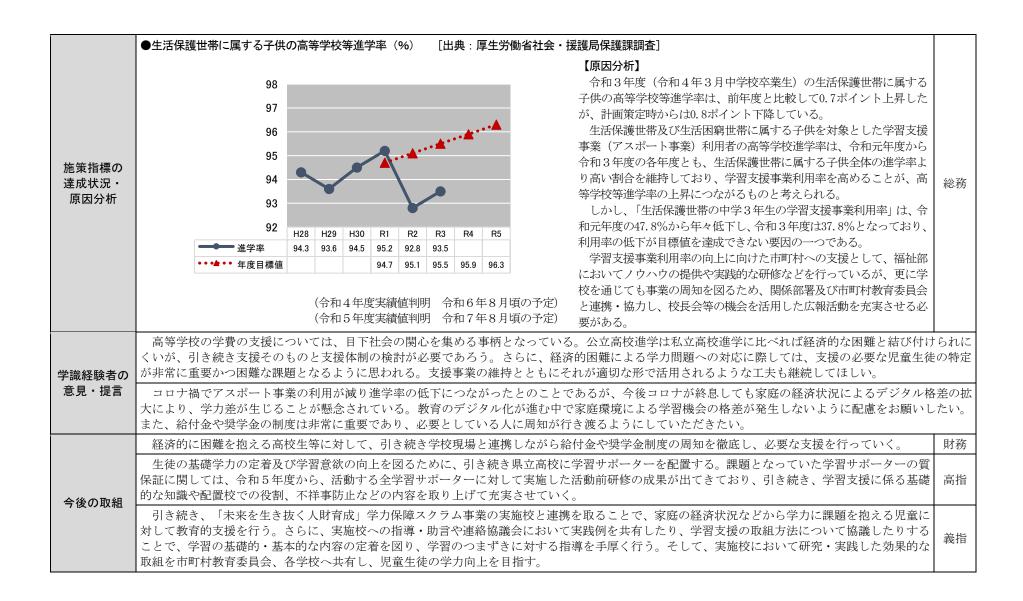
	生徒の基礎学力の定着及び学習意欲の向上を図るために、引き続き県立高校に学習サポーターを配置する。課題となっていた学習サポーターの質保証に関しては、令和5年度より、活動する全学習サポーターに対して実施した活動前研修の成果が出てきており、引き続き、学習支援に係る基礎的な知識や配置校での役割、不祥事防止などの内容を取り上げて充実させていく。	
今後の取組	不登校児童生徒に関する指標については、埼玉県5か年計画の設定指標を変更したことに伴い、第4期次期埼玉県教育振興基本計画において、教育機会確保法の趣旨を踏まえた指標となるよう見直しを行った。不登校児童生徒に対する支援については、未然防止から早期発見、長期化への対応などに組織的に取り組むことが重要であることから、学校内においては、不登校対策に関するガイドブックを活用した教職員の理解促進やスクールカウンセラー等の専門職と連携した教育相談体制の整備・充実を図る。学校外においては、多様な学びの場の充実に向けて、先進事例の周知等による教育支援センターの機能強化を図るとともに、多様な教育機会の確保に関する研究を通して、不登校児童生徒一人一人のニーズに応じた支援の充実に努める。また、中途退学の防止についても目標値の達成に向けて、引き続き好事例の発信等の取組を行っていく。	生指

目標	V	多様なニーズに対応した教育の推進		
施策	15	経済的に困難な子供への支援		
主な耳	7条日	〇 修学に対する支援		
土なり	ス 小丘 	〇 学校における学力保障と関係機関との連携の推進		
担当	課	財務課、総務課、高校教育指導課、義務教育指導課		
		主な事業		
事業名	予算額 (千円)	事業の概要・実績	事業の自己評価	担当課
埼玉県国公立 高等学校等奨 学のための給 付金事業	1, 369, 596	教科書費などの授業料以外の教育費負担を軽減し、国公立高校生等の 修学を支援するため、低所得世帯を対象に給付金を支給する。 ○支給決定者数:8,907人	制度の対象となる高校生等に支援が行き渡るよう学校と連携して制度を周知し、対象となる高校生等へ給付金の支給を行い、教育費負担の 軽減を図ることができた。	
埼玉県高等学 校等奨学金事 業	695, 546	経済的理由により修学が困難な高校生等に対して、修学を支援するため、奨学金を貸与する。 〇貸与枠 ・令和5年度在校生向け:5,700人 ・令和6年度入学生向け:1,800人 〇貸与者数:2,750人 ・国公立学校:886人 ・利立学校:1,864人	制度の対象となる高校生等に支援が行き渡るよう学校と連携して制度を周知し、対象となる高校生等へ奨学金の貸与を行い、修学を支援することができた。	

・私立学校:1,864人 家庭の経済状況などから学力に課題を抱える児童の学力の向上を図 るため、学校における教育的支援の方法を研究・実践する。 ○埼玉県学力・学習状況調査の結果を活用し、対象児童の実態を把握 して仮説を立てるとともに、目標となる指標を設定 ○実施校(10校)において、授業内外の学習支援などの取組の実施 • 対象学年: 小学校第4学年、第5学年 実施校への指導・助言や連絡協議会において実践例を共有したり、学 ○連絡協議会の実施(事業趣旨の説明や取組計画作成のための指導 「未来を生き 習支援の取組方法について協議したりすることで、学習の基礎的・基本 助言など) 抜く人財育成」 的な内容の定着を図り、学習のつまずきに対する指導を手厚く行うな 義指 · 対象: 実施校、関係市町教育委員会、教育事務所 学力保障スク ど、取組の充実につながった。 実施日:5月、2月 ラム事業 実施校では、埼玉県学力・学習状況調査結果から、知識及び技能の定 ・参加者数:延べ82人 着や学習意欲、非認知能力の向上につながったことが確認できている。 ○実施校への訪問支援:10回 ○埼玉県学力・学習状況調査の結果に基づく成果の検証 ○学力向上推進協議会において、研究・実践した効果的な取組を周知 対象:さいたま市立学校を除く市町村立小・中学校等 実施日:11月 ·参加者数:619人

高指

課題を抱える生徒のための学習支援プランのうち 学習サポーターの配置 → 施策16参照



目標	V	多様なニーズに対応した教育の推進				
施策	16	一人一人の状況に応じた支援				
		○ 日本語指導が必要な児童生徒への教育支援				
		〇 家庭教育に課題を抱える保護者への支援				
主な耶	双組	〇 中学校夜間学級の支援				
		〇 学力に課題のある児童生徒への教育支援				
		〇 児童生徒の抱える様々な課題への支援				
担当	課	高校教育指導課、生徒指導課、小中学校人事課、義務教育指導課、	生涯学習推進課、人権教育課			
		主な事業 		.		
事業名	予算額 (千円)	事業の概要・実績	事業の自己評価	担当課		
課題を抱える 生徒のための 学習支援プラ ン	68, 029	生徒一人一人が安心して学習できる環境を整備するため、基礎学力に 課題がある生徒や外国語を母語とする生徒へ支援を行う。 〇学習サポーターの配置:全日制23校、定時制23校 〇日本語支援員の配置:全日制28校、定時制16校 〇音声翻訳機の配備等による通訳支援	学習サポーターを活用した取組が進むことで、学習支援を受けた生徒のうち、79.9%が学習への意欲が向上し、80.5%が授業への理解を深めることができた。また、令和5年度より学習サポーターに対し、本事業への理解を深める活動前研修を実施した。 日本語支援員の配置により、海外にルーツを持つ生徒が安心して学習できる環境を一定程度整備することができたが、他方で、対象生徒の増加等の状況から、日本語支援員の配置の更なる充実等の課題がある。	高指		
帰国児童生徒 等への教育充 実・サポート事 業	2, 998	海外に所在する企業等で働く保護者やその子供たち及び県内に在住する帰国・外国人児童生徒が学習面や学校生活面で円滑に適応できるよう、アドバイザー・国際交流員の派遣及び日本語指導に関する研修会を実施する。 ○帰国児童生徒等支援アドバイザーや国際交流員の学校等への派遣・帰国児童生徒等支援アドバイザー:30回・国際交流員:68回 ○帰国児童生徒等支援アドバイザー、国際交流員による相談対応件数(電話又はメール):266件 ○日本語指導に関する研修会の実施・対象:さいたま市立学校を除く市町村立小・中学校等の日本語指導に関わる教員・実施日:2回(5月、8月)・参加者数:105人	適切な支援を行うことができた。 以上の取組により、対象となる児童生徒が学習面や学校生活面で円滑	義指		
中学校夜間学 級の支援	0	川口市の中学校夜間学級開校後における様々な課題解決の支援をするため、川口市教育委員会との連携協議会や、川口市の夜間中学に住民が通う県内関係市町村教育委員会との連絡協議会等を通して、研究・協議を行う。	日本語指導に関わる特別の教育課程や、学校運営に係る課題等について協議し、適切な教育課程の編成及び学校運営について、指導助言を行うことで、川口市教育委員会及び学校を支援することができた。	小中 義指		

「未来を生き抜 放課後子供教室		 ○中学校夜間学級に係る川口市教育委員会との連携協議会の開催:2回 ○中学校夜間学級関係市町村連絡協議会の開催:2回 ○民間団体との連絡会の開催:1回 学力保障スクラム事業 → 施策15参照 ・ 施策24参照 	また、中学校夜間学級の入学説明会の開催について周知を図ったり、 関係市との連絡協議会を開催し、川口市教育委員会と関係市の連携を図 る機会を設定したりするなど支援を行った。	義指 生推 義指
学校における ヤングケア ラー支援事業	5, 582	する理解を促進するため、元ヤングケアラーや専門家等を講師とする出 張授業等を実施する。 県立高校では、生徒及び学校関係者等のヤングケアラーに関する理解 を促進するため、ヤングケアラーの理解促進に係る授業及び実施校や地 域、生徒の実態に合わせたヤングケアラー支援の取組を実施する。	自走式ヤングケアラーサポートクラスを実施した県立高校では、生徒がヤングケアラーに関する正しい理解を深めるとともに、交流相談会を実施するなど、学校の実態に合った取組を行うことができた。今後は令和5年度に実施していない県立高校において、計画的に実施できるように進めていく。 また、ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修会では教育関係者と福祉関係職員が合同で演習・協議したことで、ヤングケアラーを支援するための教育と福祉が連携した支援体制を構築・強化することが	人権
いじめ・不登校対	対策相談事業	→ 施策 7 参照		生指
教育相談事業の	うち 電話教	な育相談 → 施策 7 参照		生指
SNSを活用し	た教育相談体	制整備事業 → 施策7参照		生指
性の多様性を尊	重した教育推	進事業 → 施策8参照		人権
児童虐待防止の	ための教育と	啓発の推進事業 → 施策8参照		人権

	●日本語指導に関する研修を受講した教員数(人) [出典:埼玉県による実績調査]	
施策指標の 達成状況・ 原因分析	500 400 300 200 100 0 R1 R2 R3 R4 R5 数員数 101 201 301 400 505 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	義指
学識経験者の 意見・提言	学習支援事業において、前年度課題となっていた学習サポーターの質保証に対し、一定程度それをクリアできるような結果が出たことは評価に値まずは、多様なニーズを想定してその支援の在り方を画策することが重要であるが、その点は非常に充実していると感じる。今後は、それら多様な存在を広く周知し、一人一人の児童生徒、そして保護者が自分自身、自分の子供がその対象たり得るのかどうかを確認できるような仕組み、そして支援が受けられるような仕組みとして整えていくことが重要になってくるのではないだろうか。 基礎学力に課題のある生徒に対する学習サポーターの取組により8割が学習意欲の向上を示しており、このような取組が中途退学者の減少につな	支援の確実に
	のと期待する。また、少子高齢化が進む中で、外国人労働者とその家族が増加することが見込まれる。日本の社会に溶け込み力を発揮してもらうたる 外国人の子供向けに日本語教育のできる教員の増加に努めていただきたい。ヤングケアラーに対する正しい理解が深まることは良いことであるが、 ケアラーという言葉にはネガティブなイメージもあるため、十分配慮いたただきたい。	めにも、
	生徒の基礎学力の定着及び学習意欲の向上を図るために、引き続き県ホームページで学習サポーターの周知を行い、県立高校に学習サポーターを配置する。課題となっていた学習サポーターの質保証に関しては、令和5年度から、活動する全学習サポーターに対して実施した活動前研修の成果が出てきており、引き続き、学習支援に係る基礎的な知識や配置校での役割、不祥事防止などの内容を取り上げて充実させていく。 高等学校においては、帰国・外国人生徒が在籍する学校に対して配置されている日本語支援員による指導の充実を図り、オンライン日本語教室の実施等、海外にルーツを持つ生徒が安心して学習できる環境の整備していく。当支援については引き続き県ホームページで周知していく。	高指
	児童生徒一人一人に応じた支援のため、引き続きスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職を配置し、教育相談体制の充実に努めるとともに、電話相談やSNS相談窓口の整備などにより、学校外の相談体制の充実に努める。	生指
今後の取組	今後も、引き続き川口市の中学校夜間学級開校後における様々な課題解決の支援をするため、川口市教育委員会との連携協議会や、川口市の夜間中学に住民が通う県内関係市町村教育委員会との連絡協議会等を開催し、研究・協議を継続するとともに、関係者相互が情報交換できる場を設定する。令和6年4月に移転した新校舎における教育活動を視察し、新たな教育環境における課題解決を支援する。	小中
ラ後の収組	引き続き、帰国児童生徒等支援アドバイザーや国際交流員の派遣等により、帰国・外国人児童生徒やその保護者への支援を行うことができることを、市町村教育委員会に周知する。そこで、日本語指導を必要とする児童生徒に関わる教員に対し、初歩的な日本語指導に係る研修を実施することで、児童生徒への支援体制の充実を図る。また、日本語指導の経験のある教員に対し、より専門性の高い内容の研修を実施していく。加えて、中学校夜間学級の特別の教育課程の編成や適切な実施について、支援していく。	義指
	放課後子供教室については、外部の団体・組織・人材等と連携・協働した活動により、子供たちの多様な体験や経験の機会を増加させ、子供たちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりに引き続き努めていく。	生推
	児童生徒への支援については、学校を通じて児童生徒に提供している様々な人権教育啓発資料や県のホームページで相談支援窓口を紹介しているところであり、今後とも児童生徒に周知していく。ヤングケアラー支援については、引き続き、ヤングケアラーサポートクラス及びヤングケアラー支援のための合同研修会を実施し、ヤングケアラーの理解促進と教職員の対応力向上に取り組んでいく。さらに、児童生徒及び教職員のヤングケアラーの正しい知識の習得に努め、ヤングケアラーがネガティブなイメージとならないよう配慮していく。	人権